

市制施行75周年刈谷市市勢要覧作成業務委託公募プロポーザル募集要領

1 業務の目的

令和元年度に作成した市制施行70周年刈谷市市勢要覧を刷新し、より新鮮かつ印象的で、新たな刈谷市のイメージを発掘できる市制施行75周年刈谷市市勢要覧を作成する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

市制施行75周年刈谷市市勢要覧作成業務委託

(2) 業務期間

契約締結の日～令和7年3月24日

(3) 業務内容

別紙「要求仕様書」のとおり

(4) 提案限度額

5,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) その他

令和6年度刈谷市一般会計予算が議決されない場合は、本委託に係る契約は締結しない。

3 事務局

刈谷市企画財政部広報広聴課広報広聴係

所在地 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所4階

電話 0566(62)1001

FAX 0566(23)1105

電子メール koho@city.kariya.lg.jp

4 参加資格要件

(1) 令和6年4月1日において、刈谷市入札参加資格者名簿に登録されている者又は入札参加資格申請が完了している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 参加申込書提出期限の日において、刈谷市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立

てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

(5) 刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領（平成20年4月1日）第1項に規定する入札参加資格者等排除措置を受けていない者であること。

(6) 令和元年度以降に自治体の市勢要覧等の作成業務を受託した実績を有すること。

5 選定方式

受託予定者の選定については、公募によるプロポーザル方式とする。参加者は、企画提案書等の提出及びプレゼンテーションを行い、市が設置する選定委員会が、提案内容を評価し、受託予定者を選定する。

ただし、参加者が4者を超える場合は、企画提案書等による1次選考を実施後、プレゼンテーションによる選考を行う。

内 容	日 時
募集開始	令和6年3月19日（火）
プロポーザル参加申込書提出期限	令和6年3月25日（月）
質問書提出期限	令和6年3月29日（金）
質問に対する回答	令和6年4月3日（水）
企画提案書等提出期限	令和6年4月8日（月）
プレゼンテーション審査	令和6年4月15日（月）
選定結果の通知	令和6年4月下旬
契約締結	令和6年4月下旬

6 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和6年3月25日（月）午後5時

(2) 提出場所

「3 事務局」に同じ

(3) 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式1）

(4) 提出方法

事務局あてに電子メールで（koho@city.kariya.lg.jp）提出すること。その際、件名を「刈谷市市勢要覧作成業務プロポーザル参加申込書」とすること。

7 質問書の提出

プロポーザルの内容について質疑等がある事業者は、次のとおり質問書を提出することができる。

(1) 質問書の提出

質問書（様式2）に記入し、電子メールで送付すること。その他の方法での照会は受け付けない。

ア 提出期限 令和6年3月29日（金）午後5時

イ 提出先 「3 事務局」に同じ

(2) 回答方法

全ての質問及びその回答は、質問者を伏せた上で、質問に対する回答書を参加者全員に電子メールで通知する。

8 企画提案

(1) 企画提案書の提出

参加者は、別紙の様式等により企画提案書を作成し、直接持参することにより提出するものとする。

ア 提出書類

①～⑤をクリップ等により脱落しないように綴じ、提出すること。A4サイズより大きいサイズで作成したものは、クリップ等を外さなくても広げられるようにA4サイズに折りたたむこと。

① 様式3-1 企画提案書表紙

② 様式3-2 企画提案書

※提案書には次の事項を記載すること

(ア) 本業務に対する基本的な考え方、取り組み方針

(イ) コンセプト（企画・構想）

(ウ) 内容・特色・構成等

(エ) 資料収集・写真撮影の方法、分担等

(オ) スケジュール（別紙1）及び業務実施体制（別紙2）

(カ) 事業実績（別紙3）

(キ) その他追加提案

(ク) サンプルページ（別添）の説明

③ サンプルページ 10ページ程度（表紙を含む）

④ 見積書（様式任意）

⑤ 見積明細書（様式任意）

※2年目以降の改訂時における発行費用（2026～2029年度までの年度毎）の見積もあわせて提出すること。なお、改訂内容は文字修正10か所程度、初版作成時と同等のカメラマンによる写真数枚の撮影（1日）を行う小規模改訂とし、部数は600部とする。

⑥ 市勢要覧等の作成実績のわかるもの

イ 提出部数

8部

ウ 提出期限

令和6年4月8日（月）午後5時

エ 提出先

「3 事務局に同じ」

オ その他

提出された企画提案書は返却しない。

提案書の作成に要する費用は各事業者で負担するものとし、提出後の内容変更は認めない。

(2) 一次選考の実施（参加者が4者を超える場合）

参加者が4者を超える場合は、企画提案書に基づく一次選考を行い、その通過者に対してプレゼンテーションによる選考を実施する。一次選考を実施する場合は別に通知する。

(3) プレゼンテーションの実施

企画提案について、次のとおりプレゼンテーションを行う。ただし、参加者が4者を超える場合は、一次選考に伴い日程を変更する場合がある。

ア 期 日

令和6年4月15日（月）（予定）

開始時刻、場所等の詳細は、プロポーザル参加申込書（様式1）により報告のあった連絡責任者に通知する。

イ 時 間

1者30分程度

（企画提案書についての説明20分程度、質疑応答10分程度）

ウ 留意事項等

説明者は3名以内とする。

提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、事前資料を見やすく拡大したもの等は使用できるものとする。

説明用のプロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、事務局で用意するので、希望者は事前に申し出ること。その他必要なものは説明者が準備すること。

9 受託予定者の選定

(1) 選定方法

選定委員会が企画提案等を総合的に評価し、最も優れていると評価された者を受託予定者として選定する。選定会議は非公開とし、審査の経過等、結果以外に関する問合せには一切応じない。

(2) 評価基準

選定会議における評価項目は、以下の項目を中心とする。

ア 業務実施全般（20点）

- ・業務遂行体制及び日程が具体的に示され、本事業を実施する上で支障はないか。

イ 企画・デザイン（135点）

- ・要求仕様書に基づいた提案となっており、刈谷市を新鮮かつ独創的なアプローチでアピールするような工夫がなされているか。
- ・見る者の印象に強く残り、刈谷市を魅力的で、安心安全で幸せを実感できるまちだと感じさせる仕上がりがイメージできるか。

ウ 製作業務（25点）

- ・企画、デザインの提案を実現するために行う取材や写真撮影の方法、市との役割分担が具体的に示されているか。

エ 価格（20点）

(3) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、受託予定者として選定された後には、その者とは契約を締結せず、次点のプロポーザル上位者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後には、その者との契約を解除し、次点のプロポーザル上位者と契約を締結することとする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- エ 審査の公平性を害する行為があった場合
- オ プレゼンテーションに欠席した場合
- カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選定結果の通知

選定結果については、参加者全員に文書で通知する。

1 0 契約

(1) 契約手続き

市は、企画提案の評価に基づき選定した参加者を受託予定者として、本業務の委託を予定するものとし、別途指示する方法で契約手続きを行うものとする。

(2) 業務の実施

契約後の業務の実施については、企画提案書等に基づき、市と協議の上行うものとする。

1 1 その他の事項

- (1) 参加不可、失格、契約解除の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内（市の休日を含まない）に、書面により、理由についての説明を求めることができるものとする。市は説明を求められたときは、請求日の翌日から起算して5日以内（市の休日を含まない）に、書面により回答するものとする。
- (2) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、市が従来より著作権を有する部分の著作権については、市に留保するものとする。また、本市が本プロポーザルの報告、公表等について必要とする場合は、企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (4) 市制施行75周年刈谷市市勢要覧作成業務委託における成果品に関する原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は、市に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識・技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、市は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(5) 本要項に定める事項の他、必要な事項については、別途市が定めるものとする。